

(3) 国・中央教育審議会における検討

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・子ども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福感と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。**未来への投資としての教育投資**を社会全体で確保。**公教育の再生**は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

- ①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
 - ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
 - ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大等
- ②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
 - ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
 - ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
 - ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育 ○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実	・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
5. イノベーションを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について ～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～

答申（概要）

経緯

中教審答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（令和3年1月）：今後更に検討を要する事項
「個別最適な学びと協働的な学びによる『令和の日本型学校教育』を実現するための、教職員の養成・採用・研修等の在り方」

令和3年3月「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

1. 令和3年答申で示された、「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- ・変化を前向きに受け止め、**教職生涯を通じて学び続ける** ・子供一人一人の**学びを最大限に引き出す**役割を果たす ・子供の**主体的な学びを支援する伴走者**としての能力も備えている
- ・**多様な人材の教育界内外からの確保**や、**教師の資質・能力の向上**により、**質の高い教職員集団を実現する** ・**多様な外部人材や専門スタッフ等**がチームとして力を発揮する
- ・**教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識**され、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる

2. 子供たちの多様化と社会の変化

- ・「日本型学校教育」は**国際的に高く評価**される一方、**教師の長時間勤務**が課題
- ・子供たちの**多様化（特別支援、外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒など）**
- ・Society5.0時代の到来、**高校における共通必修科目「情報Ⅰ」の開始**
- ・**臨時的任用教員等が確保できない「教師不足」問題**の発生

これまでの取組

- ・新学習指導要領の実施
- ・小学校35人学級、高学年教科担任制
- ・GIGAスクール
- ・学校の働き方改革 等

他の会議体からの提言・要請

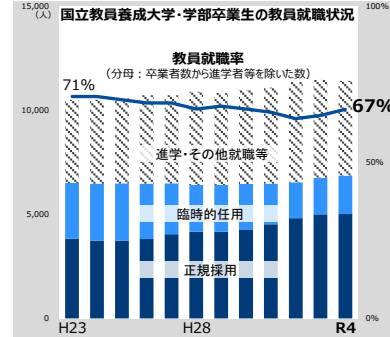
- ・経済財政諮問会議
- ・規制改革推進会議
- ・内閣府CSTI
- ・教育未来創造会議

3. 教師の養成、免許、採用、研修に関する制度及び実態

養成

教員養成学部・学科のほか中・高・特支等については他の学科でも教職課程が開設可能

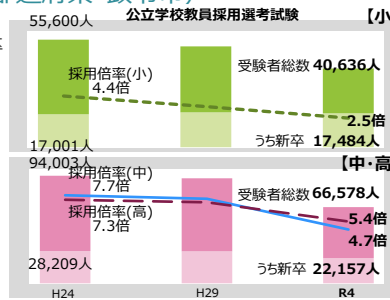
- 教職課程では、教科の専門的事項や指導法、教育の基礎的理解などの単位の修得が必要
- **2～4週間程度の教育実習が必須**。ただし、一部の単位は学校体験活動で代替可能
- 国立教員養成大学・学部数は45、定員は11,021人、**教員就職率は66.9%**
- 小学校の教職課程を有する**私立大学は10年で3割増**



採用

公立の場合、任命権者たる教育委員会が採用（小中は都道府県・政令市）

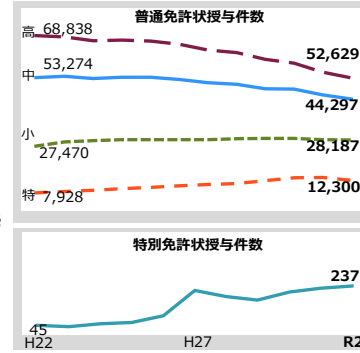
- **採用倍率低下**（大量退職や特別支援学級の急増を反映した採用増と、既卒受験者層の減少）
- 年齢構成は地域・学校種で大きく異なる。**一部地域の小学校では、大量退職・採用のピークが過ぎ、既に若年層の占める割合が高い**
- **新卒受験者数は、小学校は微増、中学・高校は減少**
- **臨時的任用教員等が不足する「教師不足」が発生**
- **民間企業等経験者の割合は約4%**



免許

原則、都道府県教育委員会が授与

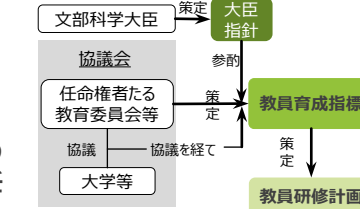
- **普通免許状**（教職課程を経て授与）のほか、**特別免許状**（教科の専門的な知識経験・技能と社会的信望・熱意と識見を有する者に授与）、**臨時免許状**（普通免許状を有する者を採用できない場合に限定、有効期限3年）の3種類が存在。
- **普通免許状の授与件数は、中highで減少、小学校で横ばい、特別支援学校で増加**
- **特別免許状の授与件数は増加。一方で絶対数は少ない。学校種では高校、教科では、英語・看護等に集中**



研修

公立の場合、研修実施者たる教育委員会が実施（小中は都道府県・政令市・中核市）

- 任命権者が、国が定める指針を参酌しつつ**教員育成指標**を策定し、それに基づく**体系的な教員研修計画**を策定。研修実施者は、計画に基づき研修を実施（平成28年の教特法改正により導入）
- 教員育成指標の策定や教員育成指標に基づく校長及び教員の資質の向上というテーマについての協議を行うための**協議会**を、任命権者や関係大学等を構成員として組織



「新たな教師の学びの姿」の実現

4. 今後の改革の方向性

- 子供たちの学び（授業観・学習観）とともに**教師自身の学び（研修観）を転換し、「新たな教師の学びの姿」（個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び）」を実現**
- 養成段階を含めた教職生活を通じた学びにおける、「**理論と実践の往還**」の実現（理論知（学問知）と実践知などの「二項対立」の陥穽に陥らない）

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- **教師一人一人の専門性の向上と、多様な専門性・背景を有する人材の取り込み**により、**教職員集団の多様性を確保**し、学校組織のレジリエンス（復元力、立ち直る力）の向上
- 学校管理職のリーダーシップの下、**心理的安全性を確保**し、教職員の**多様性を配慮したマネジメント**の実現
- 「**学校の働き方改革**」の推進

教職志望者の多様化や、教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と、安定的な確保

- 多様な教職志望者へ対応するため**教職課程の柔軟性の向上**
- 産休・育休取得者の増加、定年延長など**教師のライフサイクルの変化を前向きに捉え、採用や配置等を工夫**

1. 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師像と教師に求められる資質能力

教師に求められる資質能力の再整理

- 「大臣指針」において、教師に共通的に求められる資質能力の柱を、①教職に必要な素養 ②学習指導 ③生徒指導 ④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応 ⑤ICTや情報・教育データの利活用の5項目に再整理
- 任命権者において、指針を参酌しながら、教員育成指標の変更など必要な見直しを実施
- 教職課程では、既に④に対応した科目は令和元年度、⑤に対応した科目は令和4年度から必須単位化。今後、自己点検評価の中で、上記の資質能力を身に付けられるか確認

研修

養成

理論と実践の往還を重視した教職課程への転換

- 「教育実習」等の在り方の見直し（履修形式の柔軟化等）
- 「学校体験活動」の積極的な活用（学習指導員、放課後児童クラブやNPO等での課題を抱える子供たちへの支援等も含む）
- 「教員養成フラッグシップ大学」における先導的・革新的な教職科目の研究・開発等
- 特別支援教育の充実に資する「介護等の体験」の活用等（特別支援学校・学級、通級指導など）

養成

2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

教職課程における多様な専門性を有する教師の養成

- 強みや専門性（データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力、グローバル感覚など）を身に付ける活動との両立のため、四年制大学において最短2年間で必要資格が得られる教職課程の特例的な開設・履修モデルの設定
- 小学校の専科指導優先実施教科（外国語、理科、算数、体育）に相当する中学校教員養成課程を開設する学科等において、小学校教員養成課程の設置を可能とする
- 中学校二種免許状等における「教科に関する専門的事項」の必要科目の見直し

養成

採用

優れた人材を確保できる教員採用等の在り方の検討

- 教員採用選考試験の早期化・複線化を含めた多様な入職スケジュールに関し国・任命権者の連携により検討（7月に1次試験、8月に2次試験、9～10月に合格発表・採用内定が一般的）
- 特定の強みや専門性を有する者に対する特別採用選考試験等の実施

多様な専門性や背景を持つ人材を教師として取り入れるための方策

- 特別免許状に関する運用の見直し（授与基準や手続の周知、特別免許状保有者が、他校種の特別免許状の授与を受ける際の基準等の明確化）
- 任命権者における特別免許状を活用した特別採用選考試験の実施促進（特別免許状等を活用した入職支援）
- 特別免許状による採用者を対象とした研修の実施・支援
- 教員資格認定試験の拡大等（高校「情報」の実施、中学校等免許取得者の小学校試験の一部免除の検討）

免許

採用

研修

免許

研修

校長等の管理職の育成及び求められる資質能力の明確化・計画的な育成

- 「大臣指針」の改正により、校長の資質能力（マネジメント能力、アセスメント、ファシリテーション）を示すとともに、各任命権者が、教師とは別に、校長に関する独自の育成指標を策定することを明記。新任校長等を対象とした研修の充実など、校長自身の学びを支援

3. 教員免許の在り方

教員免許更新制の発展的解消及び教員研修の高度化

- 審議まとめ（令和3年11月）において、教員免許更新制の発展的解消を提言。令和4年5月に教育職員免許法が改正され、7月1日より実施。
- 研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みにより、教師の「個別最適な学び」、「協働的な学び」を充実させ、「新たな教師の学びの姿」を実現。
- 教師の資質向上に関する「大臣指針」を改正、「対話と奨励のガイドライン」を策定

免許

研修

義務教育9年間を見通した教員免許の在り方を踏まえた方策

- 小学校教諭と中学校教諭の両免併有の促進
 - 教職課程における義務教育特例の新設【制度改正済】
 - 専科指導優先実施教科の小学校教員養成課程の設置の拡大等（再掲）
 - 教員資格認定試験における中学校等免許保有者の小学校試験の一部免除等（再掲）
 - 他校種の免許状を取得する際に必要な最低勤務年数の算入対象の拡大【制度改正済】

免許

養成

4. 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方

教員養成大学・学部、教職大学院の高度化・機能強化

- 学部と教職大学院との連携・接続の強化・実質化（教職大学院進学希望者対象コースの設定、先取り履修を踏まえた教職大学院の在学年限短縮等）
- 教育委員会と大学の連携強化（教員育成協議会における協議の活性化、教委等との人事交流の推進、教委と連携・協働した研修プログラム等の展開等）
- 教師養成に係る理論と実践の往還を重視した人材育成の好循環の実現（教職大学院の学びを生かしたキャリアパスの確立、教員養成学部における実務家教員登用に係る具体的な基準設定・FDの充実等）
- 教員就職率の向上、組織体制の見直し（養成段階における教員就職率向上のための取組、教委と連携した地域課題解決に対応したカリキュラムの構築等、定員の見直し・大学間連携・統合に係る検討等）

養成

採用

研修

5. 教師を支える環境整備

学びの振り返りを支援する仕組みの構築

- 「研修履歴記録システム」及び「プラットフォーム（教委・大学・民間等が提供する研修コンテンツを一元的に収集・整理・提供するシステム）」の一体的構築
- 教育委員会・学校管理職は、研修履歴の記録・管理を自己目的化しない意識が必要
- 喫緊の教育課題に対応したオンライン研修コンテンツの充実

研修

多様な働き方等教師を支える環境整備

- 失効・休眠免許保持者の円滑な入職の促進（再授与手続き簡素化、ペーパーティーチャー等への研修）
- 働き方改革の一層の推進（教職員定数の改善、支援スタッフの充実、学校DXの推進、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進等）、勤務実態調査の結果を踏まえた教師の処遇の在り方の検討

○ 小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。

⇒不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. **不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える**
2. **心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する**
3. **学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする**

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

○ 今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。

主な取組

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

○ **不登校特例校の設置促進** (早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称)。⇒「**学びの多様化学校**」に改称(令和5年8月31日)

○ **校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置促進** (落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置)

○ **教育支援センターの機能強化** (業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究)

○ **高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障** (不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に)

○ **多様な学びの場、居場所の確保** (こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映)

実効性を高める取組

○ **エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施** (一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握)

○ **学校における働き方改革の推進** ○ **文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置**

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- **1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進** (健康観察にICT活用)
- **「チーム学校」による早期支援**(教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化)
- **一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援** (相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援)

3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- **学校の風土を「見える化」** (風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示)
- **学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善** (子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現)
- **いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底**
- **児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進**
- **快適で温かみのある学校環境整備**
- **学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に**

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約**30万人**。そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生は、約**1万4千人**。いずれも**過去最多**
- いじめ重大事態の発生件数も、**923件**と**過去最多**。

安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の**緊急強化**が必要。

不登校【緊急対策】

不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、文部科学省において3月に策定した「**COCOLOプラン**」の対策を前倒し。あわせて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、**情報発信を強化**。

COCOLOプラン 01 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保

- 校内教育支援センター**（スペシャルサポートルーム等）未設置校へ設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- 教育支援センターのICT環境整備**（オンラインで自宅等から学べるように）
- 教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化**（どこにもつながっていない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化）

COCOLOプラン 02 心の小さなSOSの早期発見

- アプリ等による「心の健康観察」の推進**（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知**（1人1台端末を活用）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**

情報提供の強化

- 学びの多様化学校設置促進のための全国会議開催、「学びの多様化学校マイスター」派遣**（設置ノウハウや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、学びの多様化学校設置経験者を自治体に派遣し、相談・助言が受けられる制度の創設）
- 文部科学省による一括した情報発信**（各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報を、文科省HPで一括情報発信）

いじめ【緊急対策】

いじめの重大事態化を防ぐための**早期発見・早期支援を強化**。あわせて、国による重大事態の分析を踏まえつつ、個別自治体への取組改善に向けた**指導助言及び全国的な対策を強化**。

いじめの早期発見の強化

- アプリ等による「心の健康観察」の推進**（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）（再掲）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知**（1人1台端末を活用）（再掲）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**（再掲）

国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくり

- 重大事態の国への報告を通じた実態把握・分析、ガイドライン改訂等による全国的対策の強化**（こども家庭庁とも連携して、重大事態に至るケースの共通要素（いじめの背景・原因等）を分析。未然防止や重大事態への対処を図るべく、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等を実施）
- 重大事態の未然防止に向けた、国の個別サポートチーム派遣による各自治体等への取組改善の実施**（重大事態発生件数が多い一方、いじめの認知件数等が低い都道府県等を取組状況を調査。こども家庭庁とも連携して、国から各自治体等へ指導助言を実施）
- こども家庭庁において、
 - ・**地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化や、**
 - ・**いじめの重大事態調査について、第三者性の確保の観点から委員の人選に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等を実施。**

組織的対応を支える取組

- R5年度予算によるCOCOLOプランに基づく対策**（学びの多様化学校設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援及び医師会との連携、高校等における柔軟で質の高い学びの保障、保護者の会など保護者への支援等）を**継続して実施**。
- 学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等**をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制を緊急的に整備。
- 学校いじめ対策組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家を加えること**で**組織的に対応**するとともに、**安心して学べる学校づくりを推進**

初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン（ポイント）

1. 現時点での基本的な方向性

- 学習指導要領（情報活用能力）を踏まえれば、**生成AIの仕組みの理解や生成AIを学びに活かす力等の育成は重要**
- 一方、**生成AIは発展途上**であり、メリットの一方、個人情報流出、著作権侵害のリスク、偽情報、**批判的思考力や創造性への影響**など様々な懸念もあり、児童生徒の発達の段階を十分に考慮することが必要（利用規約でも**年齢制限**や**保護者同意**）
・ ChatGPT…13歳以上、18歳未満は保護者同意
・ Bing Chat…成年、未成年は保護者同意 Bard…18歳以上
- **利用規約遵守を前提**に、事前に**生成AIの性質やメリット・デメリット**、生成AIに全てを委ねるのではなく**自己の判断や考えが重要であることを十分に理解させる**ことが必要。その上で、学習指導要領で示す**資質・能力の育成を阻害しないか**、**教育活動の目的を達成する観点で効果的か否か**で利用の適否を判断すべき
- 忘れてはならないのは、**学ぶことの意義について根本に立ち返って指導の徹底を図ること**、**真偽を判断し、使いこなすためには各教科等の知識、批判的思考力、読解力や学びに向かう力の育成が一層重要**であり、**体験活動の充実**をはじめ、**デジタルとリアルのバランスや調和**に一層留意が必要であること

- ① 現時点では活用が有効な場面を検証しつつ、**限定的な利用から始めることが適切**であるため、**懸念やリスクに十分な対策**を講じることができる**一部の学校でパイロット的取組**を行い、**成果・課題を十分に検証**
 - ② 一方、学校外で使われる可能性が十分あるため、**全学校**において**情報モラルを含む情報活用能力の一層の強化**を推進
 - ③ 教員研修を通じた**教師のAIリテラシー向上**や**校務での適切な活用**を推進
- ※ 生成AIの普及と発展を踏まえ、教育の在り方をどのように見直すべきか等については、今後、中央教育審議会等で更に検討。

2. 利用の適否に関する考え方

子供の発達の段階や実態を踏まえ、**利用規約の遵守を前提**に、**教育活動の目的を達成する上で効果的か否か**で利用の適否を判断すべき（特に小学校段階の児童に利用させることには**慎重な対応**が求められる）

※生成AIツールの選択にあたっては、利用料の有無を確認し、保護者の経済的負担に十分に配慮することが必要

適切でないと考えられる例

- ① 生成AI自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分でない段階で自由に使いわせる
- ② 各種コンクールの作品やレポート・小論文などについて、生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出
- ③ 詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞活動など子供の感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面などで最初から安易に使いわせる
- ④ テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に使いわせる
- ⑤ 教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに安易に生成AIから生徒に対し回答させる
- ⑥ 定期考査や小テストなどで子供達に使いわせる
- ⑦ 児童生徒の学習評価を、教師がAIからの出力のみをもって行う
- ⑧ 教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、安易に生成AIに相談させる

活用が考えられる例

- ① 情報モラル教育の一環として、教師が生成AIが生成する誤りを含む回答を教材として使用し、生徒に気付かせる
- ② 生成AIをめぐる論議について生徒自身が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用
- ③ グループの考えをまとめる活動の途中段階で、生徒同士で一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用
- ④ 英会話の相手として活用したり、興味関心に応じたより自然な英語表現への改善、単語リストや例文リストの作成、外国人児童生徒等の日本語学習などに活用
- ⑤ 生成AIの活用方法を学ぶ目的で、自らの作った文章を基に生成AIに修正させた文章を「たたき台」として何度も推敲して、より良い自分らしい文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出させる
- ⑥ 高度なプログラミングを行う上で、適切に生成AIを用いる
- ⑦ 生成AIを活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行うこと

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について (令和5年5月22日中央教育審議会諮問)【概要】

学校や教師を取り巻く環境

学校を取り巻く環境の変化

- 社会の在り方が劇的に変わる「**Society5.0の時代**」、先行き不透明・予測困難な「**VUCA**」の時代の到来
- 2050年には、**生産年齢人口が現在の約3/4に減少**、過去10年間で公立小中学校の**児童生徒数が約1割減少**
- 特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒・不登校児童生徒の増加、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、**子供の抱える困難の多様化・複雑化**
- GIGAスクール構想による**1人1台端末環境の実現**、**教育DXの推進**によるデジタル技術とデータを活用した知見の共有と新たな教育価値の創出の必要性

「令和の日本型学校教育」の実装を直接担う教師を取り巻く環境

<令和4年度教員勤務実態調査速報値>

平成28年度実施の前回調査との比較では、**教師の時間外勤務の状況は一定程度改善**。一方、依然として**長時間勤務の教師が多い実態**も明らかに。

全国的に**教師不足が指摘**されている憂慮すべき状況。

我が国の学校教育の中核であり、その成否を左右する**教師に質の高い人材を確保することが必須**であり、**抜本的に教職の魅力を上昇させることが喫緊の課題**



- ・教師に係る勤務制度を含めた**一層実効性ある働き方改革の推進**
- ・教師の給与に関する枠組みの見直しを含む**処遇の改善**
- ・学校の**指導・運営体制の充実**

一体的・総合的な推進が不可欠

具体的な検討事項

①更なる学校における働き方改革の在り方について

- ・「学校・教師が担う業務に係る3分類」について、更なる**役割分担・適正化を推進する観点からの学校・教師が担う業務**の在り方
- ・「**上限指針**」の**実効性を高めることができ**る**仕組み**の在り方
- ・各教育委員会における学校の働き方改革の**取組状況等を「見える化」するための枠組み**の在り方
- ・健康及び福祉の確保の観点からの、**長時間の時間外勤務を抑制するための仕組み**の在り方 等

②教師の処遇改善の在り方について

- ・教師の職務と勤務態様の特殊性を踏まえて、勤務時間の内外を問わず教師の職務を包括的に評価し、一律給料月額4%を支給することとしている**教職調整額及び超勤4項目**の在り方
- ・教育が教師の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいため**職務の特殊性に対する考え方**
- ・現在の学校現場の状況や県費負担教職員制度等を踏まえた**時間外勤務手当の支給に対する考え方**
- ・教師の意欲や能力の向上に資する**給与制度や教師の職務等に応じた給与のメリハリ**の在り方 等

③学校の指導・運営体制の充実の在り方について

- ・義務教育9年間を見通すことにも留意した、より**柔軟な学級編制や教職員配置**の在り方
- ・**子供や学校、地域の実態に応じた柔軟な教育活動の実施**の在り方
- ・35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえた、**中学校を含めた、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築**の在り方
- ・教育の質の向上と教師の負担軽減のための**小学校高学年における教科担任制**の在り方
- ・教員業務支援員等の**支援スタッフの配置**の在り方 等

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）【概要】

～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～

（令和5年8月28日中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会）

- 「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。教師は子供たちの成長を直接感じることができる素晴らしい職業
- 我が国の学校教育の成果は高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるもの
- 教師の時間外在校等時間は一定程度改善したが、依然として、長時間勤務の教師が多い状況であり、持続可能な教育環境の構築に向けて、教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要
 - ・ 国、都道府県、市町村、各学校などが自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組む
 - ・ 保護者や地域住民、企業など社会全体が一丸となって課題に対応する
- 改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること。教師が教職生涯を通じて新しい知識・技能等を学び続け、質の高い教職員集団を実現していくことは、我が国の学校教育の充実にとって極めて重要

本提言は、**できることを直ちに行うという考え方**のもと、**緊急的に取り組むべき施策を取りまとめた**ものであり、これで終わりではない。今後、制度的な対応が必要な施策を含め、広範多岐にわたる諮問事項について更に議論を進める予定。

取組の具体策

- | | | |
|--|---|---|
| <p>1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進</p> <p>(1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」
を徹底するための取組</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国、都道府県、市町村、各学校のそれぞれの主体ごとに、具体的な対応策の好事例を横展開 <p>(2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none">・ 全ての学校で授業時数について点検し、特に、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる学校は、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画に見直し・ 学校行事について、精選・重点化、準備の簡素化・省力化 <p>(3) ICTの活用による校務効率化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 学校保護者間の連絡手段のデジタル化などICTの更なる活用、生成AIの校務への活用の推進 | <p>2. 学校における働き方改革の実効性の向上等</p> <p>(1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働</p> <ul style="list-style-type: none">・ 学校における働き方改革等を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化・ 保護者等からの過剰な苦情等に対しては、教育委員会等の行政による支援体制を構築 <p>(2) 健康及び福祉の確保の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・ 令和元年の給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた「指針」の実効性の向上・ メンタルヘルス対策に向けた個別の要因分析や対策の好事例の創出 <p>(3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none">・ 在校等時間の把握方法等の改めでの周知・ 徹底、各教育委員会等の状況を丁寧に確認 | <p>3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実</p> <p>(1) 教職員定数の改善</p> <ul style="list-style-type: none">・ 教師の持ちコマ数の軽減等にも資する小学校高学年の教科担任制の強化などの教職員定数の改善 <p>(2) 支援スタッフの配置充実</p> <ul style="list-style-type: none">・ 教員業務支援員の全小・中学校への配置をはじめ、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員などの配置充実 <p>(3) 処遇改善</p> <ul style="list-style-type: none">・ 給特法等の法制的な枠組みを含めた具体的な制度設計は、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して、主任手当や管理職手当の額を速やかに改善 <p>(4) 教師のなり手の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・ 教師のなり手を新たに発掘するための教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働による教職の魅力発信等や、マッチングの効率化や入職前研修等への支援、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討を推進 |
|--|---|---|

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、ICT環境の整備とあわせて、学校全体を学びの場として、その在り方と推進方策を令和4年3月、文部科学省の有識者会議において提言。

在り方 ▶ Schools for the Future「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

創意工夫により特色・魅力を発揮

学び 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

⇒1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備等



▲ 単一的な機能・特定の教科にとらわれないアクティブラーニングルーム、可動する壁面・机を活用した授業が可能



▲ 多様な学習活動に柔軟に対応可能な多目的スペース

生活 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

⇒居場所となる温かみのあるリビング空間、空調設備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化等

共創 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

⇒地域の人たちと連携・協働していく「共創空間」の整備、他の公共施設等との複合化・共用化等

土台として着実に整備を推進：

安全 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

環境 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

推進方策

学校設置者：教育環境向上と老朽化対策の一体的な推進や、首長部局と協働した計画的・効率的な整備の推進等
国：学校施設整備の方向性(目標水準)の提示や、モデル事業やプラットフォーム構築等の技術的支援の充実等

第12期中央教育審議会機構図（初等中等教育関係）

令和5年12月28日時点

中央教育審議会

初等中等教育分科会

教育課程部会

教科に関する専門的事項に関する検討委員会

教員養成部会

課程認定委員会

教員養成フラッグシップ大学推進委員会

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会

義務教育の在り方ワーキンググループ

高等学校教育の在り方ワーキンググループ

質の高い教師の確保特別部会

デジタル学習基盤特別委員会

次期ICT環境整備方針の在り方ワーキンググループ

2. 学びにおけるオンラインの活用関係

遠隔教育の類型

合同授業型

➤ 児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る。

教師支援型

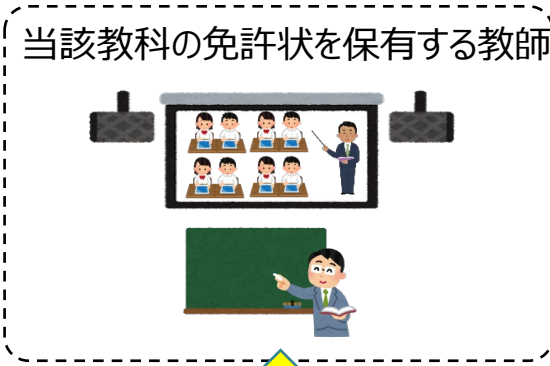
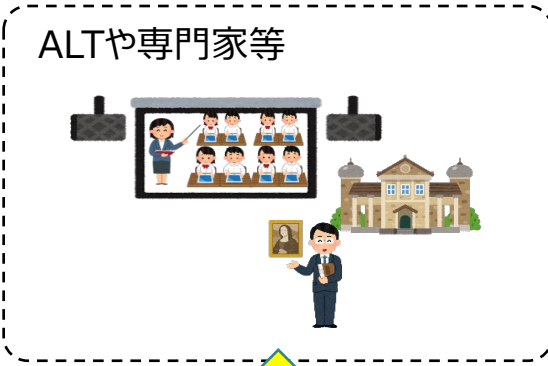
➤ 児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教員の資質向上を図る。

教科・科目充実型

➤ 生徒の多様な科目選択を可能とすることなどにより、学習機会の充実を図る。

※中学校は遠隔教育特例校制度により大臣指定が必要、高等学校は学校長の判断で実施可能

送信側



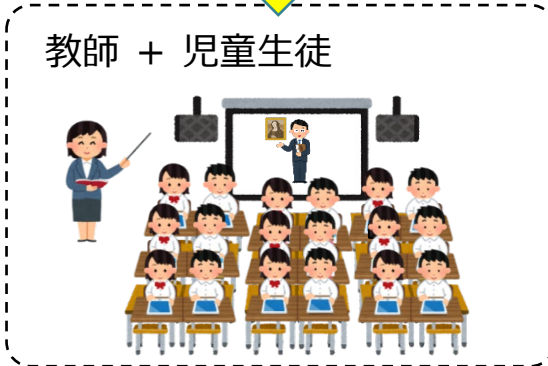
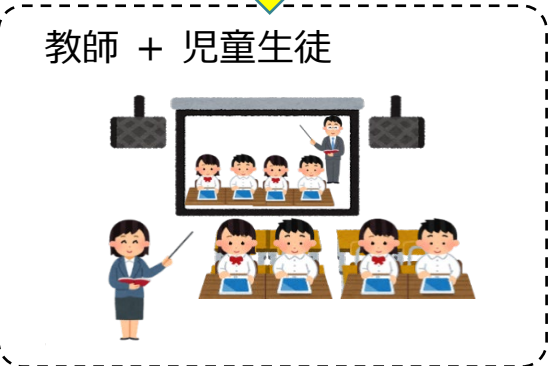
同時双方向



同時双方向

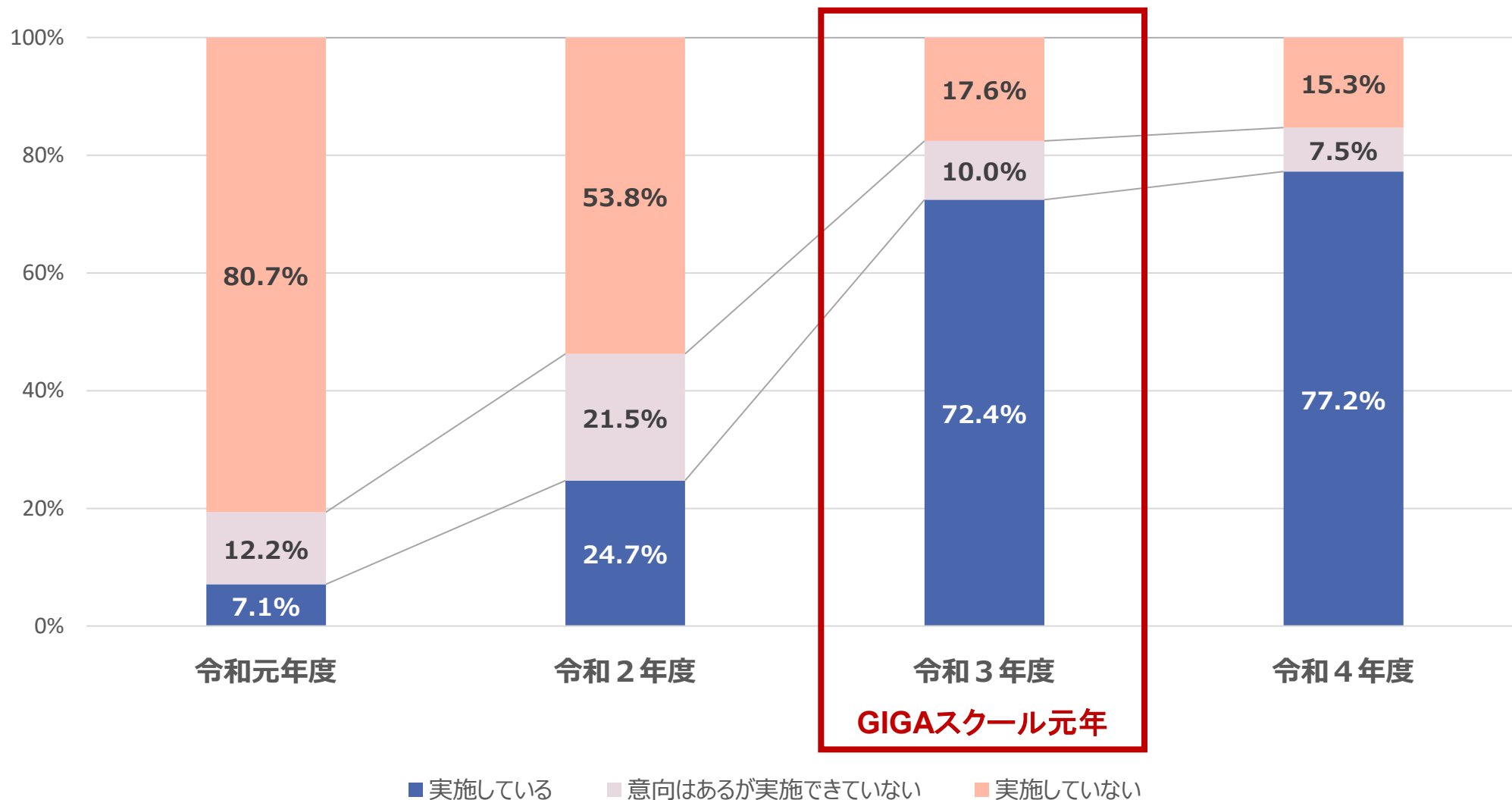


受信側



遠隔教育の実施状況（義務教育段階）

- 令和元年度から令和4年度にかけて、遠隔教育を実施している学校の割合は大幅に増加。（R1 7.1%→R4 77.2%）
- 概ね1人1台端末環境が整備された令和3年度における増加率が著しく、遠隔教育の実施促進のためには、引き続きGIGAスクール構想を着実に推進することが不可欠。



出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（令和元年度～令和4年度）より、小学校、中学校、義務教育学校の数値を元に算出。
ここでいう「遠隔教育」とは、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。
教育課程において、教科等や学年、時間や頻度を問わず一度でも遠隔教育を行っていれば、「実施している」と選択すること。

- 遠隔教育は、**教育の質を大きく高める手段**。
- 具体的には、学校同士をつないだ合同授業の実施や外部人材の活用、幅広い科目開設など、**教師の指導や子供達の学習の幅を広げること**や、特別な支援が必要な児童生徒等にとって、**学習機会の確保を図る**観点から重要な役割を果たす。

多様な人々とのつながりを実現する遠隔教育

海外の学校との交流学习



- 台湾の小学生と英語でコミュニケーションを取ったり、調べたことを発表し合ったりする（長崎県対馬市）

小規模校の課題解消に向けた合同授業



- 小規模校の子供たちが他校の子供たちと一緒に授業を受け、多様な考えに触れる機会をつくる（熊本県高森町）

教科の学びを深める遠隔教育

小学校におけるプログラミング教育



- 大学と接続し、導入で興味・関心を高めたり、質問したりする（岡山県赤磐市）

社会教育施設のバーチャル見学



- 教室にいながら社会教育施設を見学し、専門家による解説を聞く（大分県佐伯市）

高等学校における教科・科目充実型授業



- 特定の教科・科目の教師がいない学校に授業を配信し、開設科目の数を充実する（静岡県）

個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育

外国人児童生徒等への日本語指導



- 日本語指導が必要な児童と離れた学校の日本語教室を接続する（愛知県瀬戸市）

病気療養児に対する学習指導



- 病気療養児が、病室等で在籍校の授業を受ける（神奈川県）

遠隔合同授業

概要

- 遠隔会議システムなどのICTを活用して離れた学校の教室同士をつなぎ、両校の児童生徒が合同で学ぶ授業
- 一方向・一斉型の授業だけでなく、児童生徒が自ら課題を発見して主体的に学び合ったり、対話や議論を通じて、集団としての考えを発展させたりする協働的な活動が求められる



	従来型の遠隔授業	遠隔合同授業
主な活動	遠く離れた児童生徒との交流	近隣の学校同士が合同で多人数での授業を実施
実施頻度	イベント的に実施 (年に1～数回程度)	継続的・計画的に実施 (1年を通して実施)
期待される主な効果	・他地域のことを知る ・自分の地域のことを再確認する	・多様な意見や考えに触れる ・社会性を養う ・発表する機会を創出する等

遠隔合同授業で見られる主な学習活動

教員の説明や発問

大型提示装置越しに、教員が説明を行う。児童生徒も相手校の教員に質問するなど、同じ教室にいるような活動が行われる。



板書や教材の提示

板書をカメラで撮影したり、両校で同じデジタル教材を表示したりして、授業に必要な情報を共有する。



全体で行う発表や話し合い

児童生徒が自分の考えを発表する。その様子はカメラで撮影されて、相手校にも伝わる。



グループやペアでの活動

情報端末の遠隔会議システムを通じて、相手校と一緒にグループを作って、活動を行う。



遠隔合同授業の主な効果

多様な意見や考えに触れられる

遠隔授業での発表や話し合いを通じて、異なった視点からの発議に気づくことができる。



友達との話し合いや議論を通じて、自分の考えを深められる

自校の児童生徒にはなかった考え方を聞くことで視野が広がり、自分の考えの良さや問題点に気づくことができる。



コミュニケーション力や社会性が養われる

大人数を相手に緊張する中で、言葉や図を工夫して説明する姿が見られる。



学習意欲や相手意識が高まる

相手校の児童生徒に説明することで、「どうやったらわかってもらえるか」という意識を持って考えることができる。



学習活動の規模が広がる

相手校と分担して調べ学習を行い、それぞれが調べたことを基に話し合うことができる。



他校の状況や様子について把握できる

同学年の子供たちとのグループ活動を経験したことが、中学校へ進学する際の自信につながる事例が見られた。



複式学級での直接指導の時間が増える

複式学級の児童生徒が、1時間を通して教員から直接指導を受けたり、質問したりする時間が増える。



場所が離れている良さを生かした学習や、離れた場所にある学習資源を利用した学習活動ができる

学級数に対して限られた人数しかA L T がない場合でも、遠隔合同授業で一度に複数校に対して指導が行える。

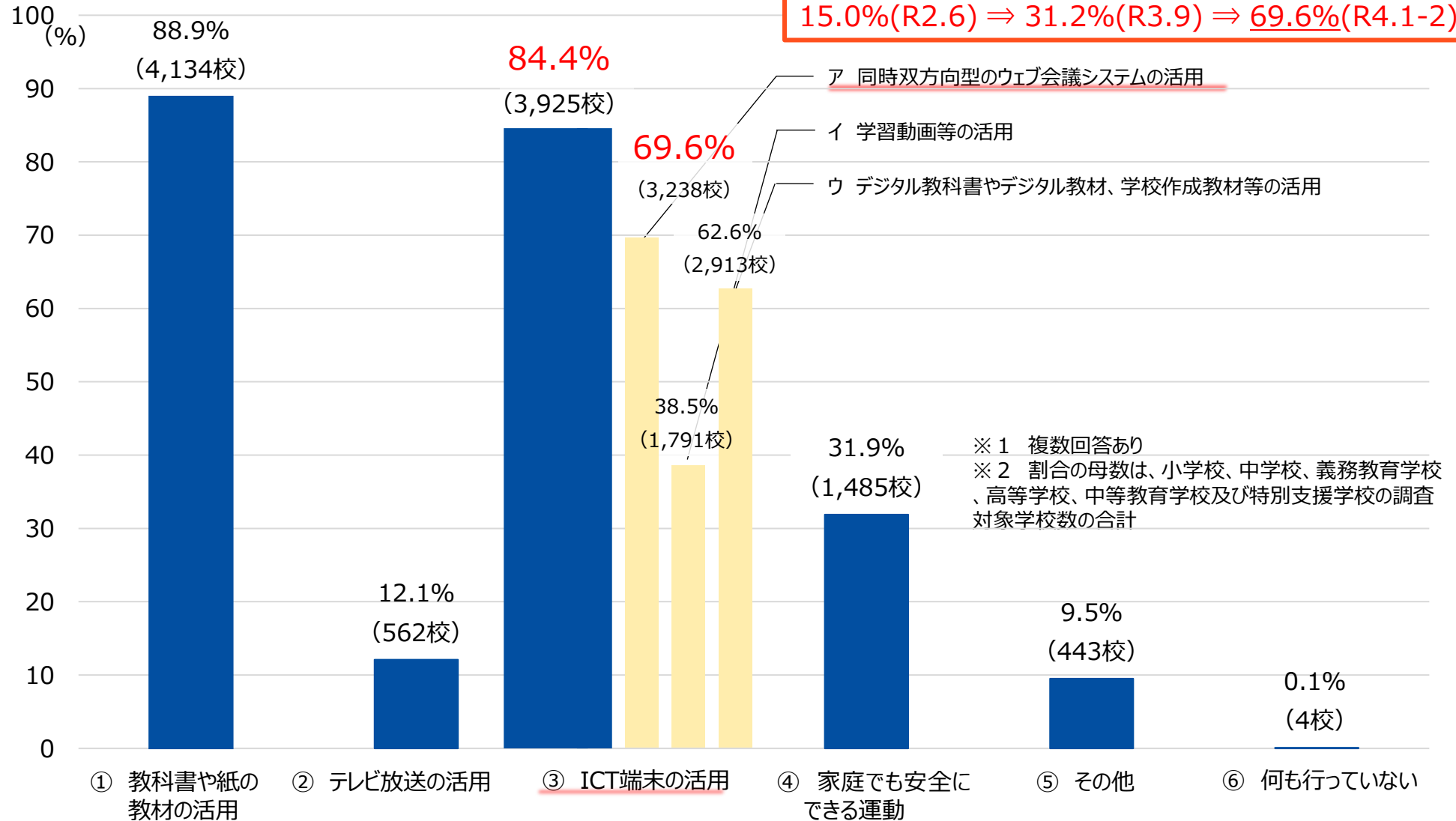


臨時休業期間中の学習指導等に関する文部科学省調査（概要）

学校に登校できない状況の中でも学びを止めないため、オンラインを活用した同時双方向の学びが急速に広がった

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
調査対象期間 令和4年1月11日（火）～2月16日（水）

臨時休業期間中の同時双方向型のウェブ会議システムの活用状況が、過去の調査と比較して改善。
15.0%(R2.6) ⇒ 31.2%(R3.9) ⇒ **69.6%(R4.1-2)**



離島におけるオンラインを活用した学習支援の事例（高松市）

離島は教育にとって魅力的なところである一方、物理的な制約もあり身近な先輩等、将来のロールモデルになるような人々との交流が困難。



①香川大学の学生と子供たちでオンラインを中心としたワークショップ形式の交流を実施。

- ・交流を重ねるにつれ、一方通行の交流から双方向の交流が実現
- ・10回程度から、大学生と子供たちとの関係性、信頼性が構築
- ・20回程度から、交流の質が向上、大学生からのサポートがスムーズになるなど、子供たちの積極性が向上

②本土の小学校と目的を設定しない交流を毎朝30分程度実施

- ・児童からは、「船に乗らなくても、友達ができうれしかった」「友達が近くに本当にいるみたい」などの感想
- ・授業という計画された中での遠隔での交流はもちろん、休み時間に子供同士が主体的につながっている姿に可能性を感じた。偶発的な出会いの中で、即興的に創り上げていくコミュニケーションこそ、遠隔でも体温を感じることができるICT活用になることがうかがえた。



令和3年度 スマートアイランド推進実証調査

スマートシティたかまつ推進協議会

有限会社ケノヒ、高松市、株式会社NTTドコモ 四国支社、株式会社Geolonia 発表資料より作成

遠隔教育特例校について

遠隔教育特例校制度とは

学校教育法施行規則第77条の2等に基づき、**中学校等において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合、受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも、遠隔にて授業を行うことを可能とするもの。**

(令和元年8月21日に関係省令・告示を公布・施行)

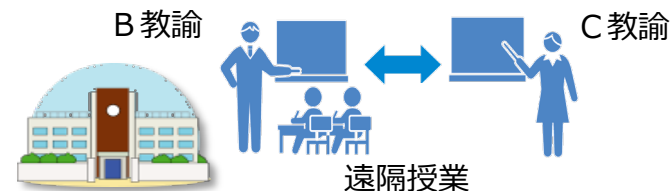
※予算措置なし

※受信側の教員が当該教科の免許状を有している場合は、申請等を行う必要はなく、各学校の判断で実施可能

※イメージ（英語を例とした場合）

英語の免許状を
保有していない
A中学校の教員

中学校の英語の免許状および
A中学校の教員としての
身分を有する者(兼務発令等)



※配信側については場所や
生徒の有無は問わない

対象学校種

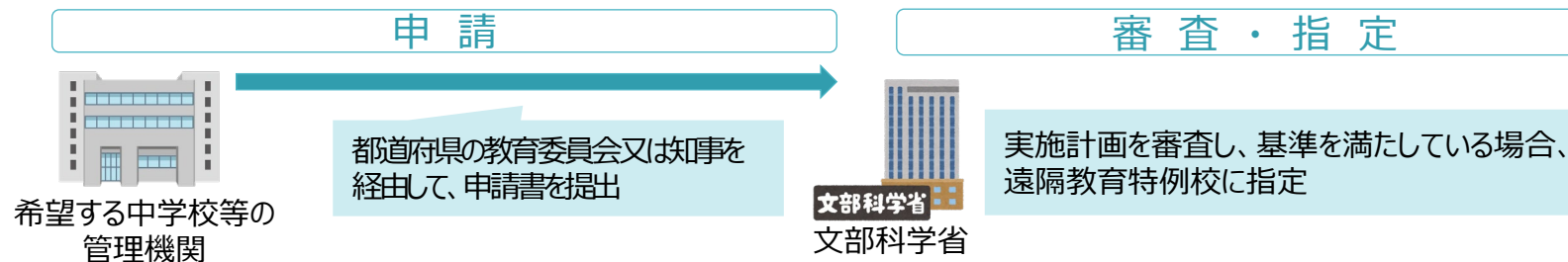
- ・ 中学校
- ・ 義務教育学校後期課程
- ・ 中等教育学校前期課程
- ・ 特別支援学校中学部

指定の要件

中学校等において、**地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合**であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める**下記基準**（令和元年文部科学省告示第56号）を満たしていると認められる場合

- ・ 当該授業が、文字、音声、静止画、動画等の情報を一体的に扱い、同時双方向で行われるもので、対面により行う授業に相当する教育効果を有するものであること
- ・ 遠隔で授業を行うことが、当該授業の内容や教科等の特質に照らして適切であること
- ・ 配信側の教員が、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること
- ・ 受信側の教室等に中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員が配置され、配信側の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと
- ・ 機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること
- ・ 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと
- ・ 授業の内容及び形態を踏まえ、教育上必要な配慮がなされていること

指定までの流れ



高等学校における遠隔授業【教科・科目充実型】

（1）遠隔授業【教科・科目充実型】を行う際の主な留意事項

生徒数	・同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること。
配信側	・受信側の高等学校等（生徒の在籍する高等学校等）の身分を有すること。 ・学校種や教科等に応じた相当の免許状を有すること。
受信側	・原則として 教員を配置するべき であること。 ※ただし、病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、教員配置は必ずしも要しない（その場合には、病室等での適切な体制整備が必要）
学習評価	・単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること。（受信側教員はそれに協力）
その他	・遠隔授業を行う教科・科目等の特質に応じ、 対面により行う授業を相当の時間数行う こと。 ・ 36単位を上限 とすること。 ※ただし、病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、単位数上限の算定には含めない ※※主として対面により授業を実施するものは単位数上限の算定に含めない

（2）病気療養中の生徒等に対して行う場合の要件緩和

- 病室等における病気療養中の生徒等に対し**同時双方向型の遠隔授業を行う場合の特例**として、令和元年11月には**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない**こととするとともに、令和2年4月には**修得単位数の上限（36単位）の算定に含めない**こととする制度改正を実施。令和5年3月には、同時双方向型を原則としつつ、事前に収録した動画を視聴するオンデマンド型の授業による単位認定を可能とする告示改正を行い、4月より施行。

（参考）関係法令抜粋

■ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第88条の3 高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

第96条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、（略）

2 前項前段の規定により全課程の修了の要件として修得すべき74単位のうち、第88条の3に規定する単位数は36単位を超えないものとする。ただし、疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要がある生徒であつて、相当の期間高等学校を欠席すると認められるものについては、この限りでない。

Ⅱ. 各論点に対する現状・課題認識と具体的方策

1. 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方：小規模校の教育条件の改善に向けて①

(遠隔授業・通信教育の活用、学校間連携・課程間併修の推進)

【現状・課題認識】

- ✓ 少子化の影響により、多くの地域で統廃合が進行。今後、15歳人口の減少は一層加速し、令和19年には令和5年の約108万人から約78万人(約28%減)になることがほぼ確実。公立高校の適正規模・適正配置について、一定の小規模校を地域に残す必要がある場合に、小規模校の教育条件の改善につながる方策を考えていくことが必要
- ✓ 同時双方向型の遠隔授業やオンデマンド型の学習を可能とする通信教育の活用、学校間連携の推進は、少子化が加速する地域において特に重要。他方、授業時間や教育課程の不一致・体制上の課題等もあるため、これまでの実証研究の成果を踏まえ、教育の質の確保・向上やそれぞれの学校のスクール・ポリシー等に留意しつつ、必要な制度の見直しや、体制・環境の整備などの支援策を考えていくことが必要



【具体的方策】

- 教科・科目充実型の遠隔授業における受信側の教室の体制について、教師配置の原則は堅持しつつ、中山間地域や離島等に立地する小規模高校において、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施する際、教師の数等の事情により受信側の教室に教師を常時配置することが困難かつ教育上支障がないと考えられる場合には、国において定める一定の基準の下、教師に代えて職員を配置することが可能となるよう要件を弾力化。また、常駐以外の方法による配置についても実証研究を実施
- 教科・科目充実型の遠隔授業の実施に当たり必要な対面授業について、年間2単位時間以上※の実施との原則は堅持しつつ、受信校が離島・中山間地域に立地する等の事情により、遠隔授業による多様な科目開設を妨げてしまっている状況において、教育上支障がないと考えられる場合には、国において定める一定の基準の下、対面授業を年間1単位時間以上とすることも可能となるよう要件を弾力化
※各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上
- 遠隔授業や通信教育を活用した積極的な学校間連携等のネットワークを構築するための配信センターについて、国において連絡調整・支援スタッフの配置等の体制整備や機材等の環境整備に向けた支援を実施し、生徒の多様な学習ニーズに幅広く対応する優良事例を創出・発信
- 国内の他の高校に一定の期間留学することにより特定の科目を履修する機会を特別に設ける必要がある生徒など、特別の事情を有する生徒を対象に、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育が活用可能となるよう制度を改正

免許外教科担任制度について

◆ 制度の目的・概要

免許外教科担任制度は、ある教科の免許状を有する教員を採用できない場合に、学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭からの申請に基づき、1年以内の期間に限り、都道府県教育委員会が当該学校のある教科について免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭に対してある教科の教授を担当することを許可する制度。

(例) 高等学校教諭の普通免許状（情報）を有する者を採用できない場合に、校内の高等学校教諭の普通免許状（数学）のみを有する教員に、情報の指導を担当することを許可する。

◆ 許可件数

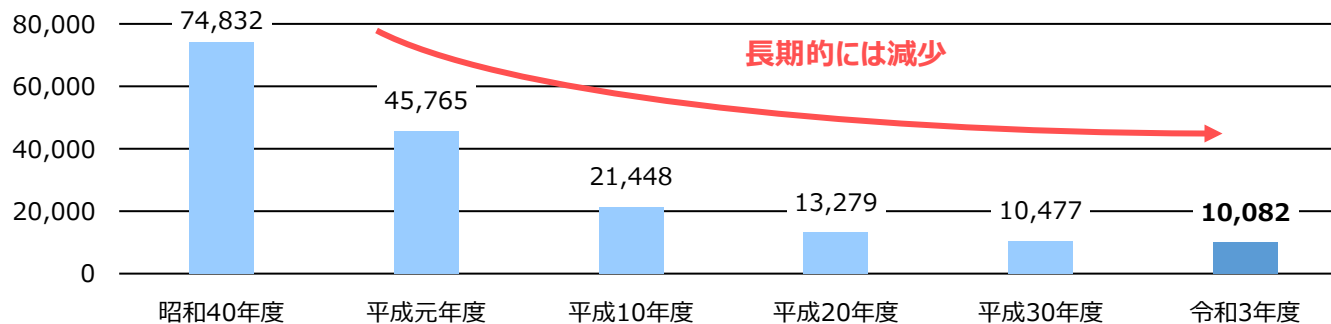
【令和3年度 教科別許可件数（中学校）】

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
364	230	349	209	83	861	284	5	2,031	1,989	183	1	0	6,589

【令和3年度 教科別許可件数（高等学校）】

国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護
75	229	366	108	80	17	47	46	125	114	4	20
家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他	計	
231	1,037	172	275	105	100	149	177	7	9	3,493	

【教科別許可件数推移】



◆ 免許外教科担任制度に関する文部科学省の取組

- 免許外教科担任制度の運用指針を都道府県教育委員会に対して示し、同制度の厳格な運用や担当教師への支援等を要請
- 免許外許可担任の縮小に必要な教科等に関して、現職教員が新たな免許状を取得するための講習等を開発・実施

等

区域外就学による二地域居住等の受け入れ実績について

- 二拠点居住・ワーケーションについて小学校で受け入れている市町村は134（8%）、中学校で受け入れている市町村は89（5%）。受け入れている市町村は主に教育活動や地域の活性化を利点として挙げている一方で、主な課題として、教科書や授業の進捗の違いなどの学校間の教育活動の継続の困難さや、転校先の人間関係や環境への適合、生活面での指導や対応の困難さを挙げている。

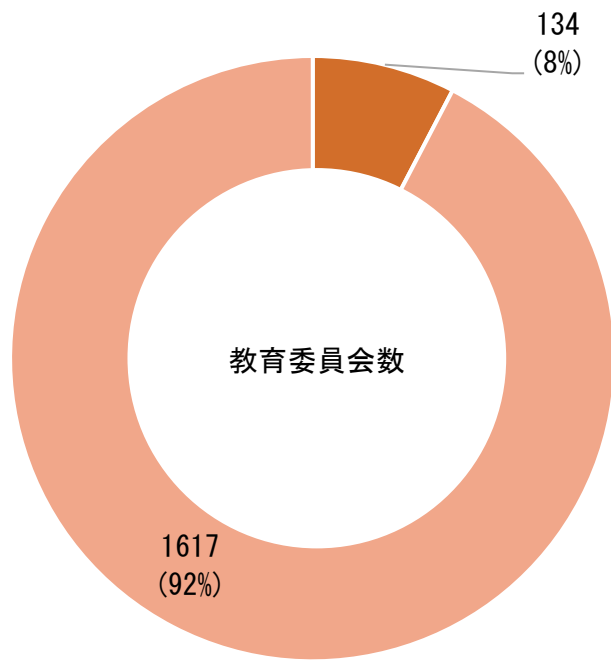
いわゆる二拠点居住※1、ワーケーション※2を行う保護者とともに普段の居住地から離れるといった理由により、区域外就学を活用して受け入れている例

※1 主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点をもうける暮らし方のこと。

※2 仕事(Work)と休暇(Vacation)を組み合わせた造語で、テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うもの。

(小学校等)

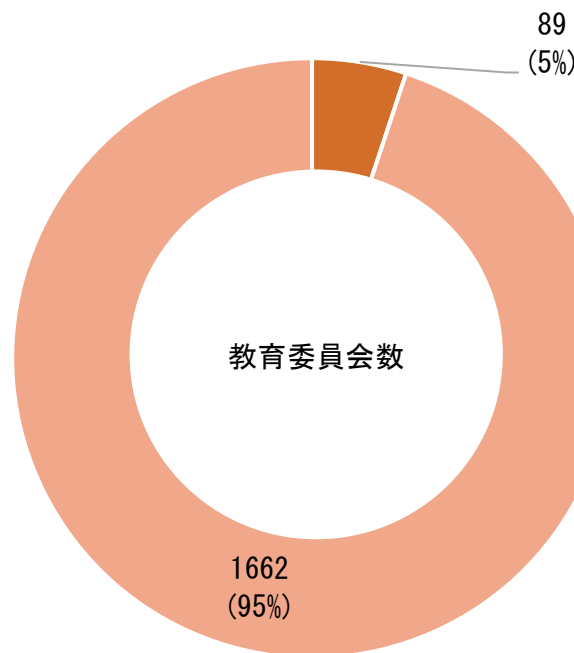
回答者数：1751



■ 認めている例がある。

(中学校等)

回答者数：1751



■ 認めている例がない。

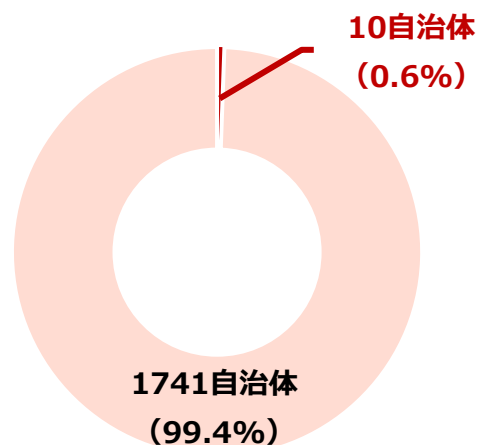
(参考)「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について」(平成29年7月26日付け29初初企第22号初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長通知)

区域外就学については、「通学区域制度の弾力的運用について」(平成9年1月27日付け文初小第78号文部省初等中等教育局長通知)において、「市町村教育委員会において、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合の外、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申立により、これを認めることができること」としております。この「相当と認めるとき」には、地方への一時的な移住や二地域に居住するといった理由から、保護者が児童生徒を住所の存する市町村以外の学校において就学させようとする際、市町村教育委員会において、教育上の影響等に留意しつつ、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認められる場合も含まれるところです。

二地域居住等の状況における授業のオンライン配信に関する要望について

- ✓ 一時的な移住や二地域に居住する保護者から、他の市区町村に居住等している間に、児童生徒が在籍する学校の授業をオンラインで配信してほしいという要望（以下「要望」という。）を受けたことがある、と回答した自治体は**10自治体（0.6%）**。
- ✓ ほとんどの自治体が、授業のオンライン配信は実施せず、居住先の校区の学校へ就学することを勧めており、その理由としては、
 - 義務教育は、単に教科の履修だけでなく、友人や教員との関わりの中での学びによる人格面等の成長の重要な機会となっており、オンラインでの授業配信にはなじまない
 - オンラインでは受講やコミュニケーションの難しい教科がある
 - オンライン配信では、学校が子供の異変や虐待等に気付きにくくなる
 - 居住先の校区の学校に就学するのが義務教育の原則であるなどの回答があった。
- ✓ 二地域居住等を行う理由は、保護者の仕事の都合や里帰り出産に伴う転居のほか、様々な事情がある。

① 要望を受けたことがある自治体



② 二地域居住等を行う理由

- 保護者の仕事の関係等で一時的に転居の必要がある
- 保護者の里帰り出産
- スポーツ関係で冬季のみ遠方の積雪地に拠点を置く必要がある
- 区域外就学で受け入れている児童生徒が一時的に帰省する

③ 要望を受けてどのように対応したか

	回答数
授業のオンラインでの配信は行わなかった	7
指導要録上は欠席とした上で、在籍する学校のクラスの授業を同時双方向型で配信した	3

二地域居住等の状況における授業のオンライン配信に関する要望を受けた対応事例

- ✓ 一時的な移住や二地域に居住する保護者から、他の市区町村に居住している間に児童生徒が在籍する学校の授業をオンラインで配信してほしいという要望（以下「要望」という。）を受けたほとんどの自治体が、授業のオンライン配信は実施せず、居住先の校区の学校へ就学することを勧めている。
- ✓ 一部の自治体では、個別の事情を鑑み、1人1台端末を使用し、指導要録上は欠席とした上で、在籍する学校の授業を同時双方向型でオンライン配信している事例も見られる。

◆ 要望はあったが授業をオンラインで配信しなかった事例（7自治体）

	属性	要望概要	学校等の対応
事例A	小学生	保護者が、一定期間遠方で仕事を行うために住居を移動するため、3学期の間は、在籍する学校の授業のオンライン配信を要望。	オンラインでは受講やコミュニケーションの難しい教科がある旨を保護者に相談した上で、住所を移し、転校の手続きを行ったため、配信は実施せず。
事例B	小学生	保護者の事情により、児童を遠方の親戚宅に預ける期間中、在籍する学校の授業のオンライン配信を要望。	親戚宅に居住する期間が不明確であり、居住の実態に基づき、親戚宅の住所地の学校に通うように案内し、配信は実施せず。

◆ 要望を受けて授業をオンラインで配信した事例（3自治体）

	属性	要望概要	学校等の対応
事例C	小学生	兄が遠方の病院に入院し、保護者が入院に付き添うことになったため、別の自治体にある祖父母宅に児童が預けられた。保護者の入院への付き添いが終わるまでの期間、在籍する学校の授業のオンライン配信を要望。	当初、兄が退院するまでの一時的な期間のみ在籍する学校の授業のオンライン配信を要望していたため、1人1台端末を使用し、当該児童が在籍する学校の授業を同時双方向型でオンライン配信を行った（指導要録上は欠席）。その後、長期に渡る入院となったため、当該児童は居住先の校区の学校に転校した。

• G I G Aスクール構想の推進①

G I G Aスクール構想とは：1人1台端末、通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など教育の質を向上する構想。

構想の背景：①デジタル機器を学習に利用する時間は国際比較で最下位（OECD調査）、②学校のICT環境の整備状況に地域間の差が顕著（文部科学省調査）

⇒「Society5.0時代に生きる子供たちにとって、PC端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムです。…1人1台端末環境は令和の時代における学校のスタンダード」

（令和元年12月 文部科学大臣メッセージ）

1. G I G Aスクール構想に基づく学校ICT環境の整備

→ 当初令和元年度（補正予算）から令和5年度までと
していたG I G Aスクール構想に基づく整備計画を、
コロナ禍も踏まえ大幅に前倒し

(1) 1人1台端末の整備

（令和元年度及び令和2年度補正予算）

【現状】 1人1台の児童生徒端末の整備支援 3,149億円 →公立小中においては1人1台を概ね達成（令和3年3月）

【課題】 指導者用の学習指導端末が無い、古い（令和3年7月デジタル庁アンケート）

【取組】 指導者用の学習指導用端末については、地方交付税において1教室1台の端末を措置

※校務用については別途1人1台の端末を措置。

指導者用端末など授業環境高度化（令和3年度補正予算84億円）を実施

高校端末も令和4年度1年生の端末が整備完了予定（令和4年度中）



(2) 通信ネットワーク環境の整備

（令和元年度及び令和2年度補正予算）

【現状】 学校ネットワーク環境の全国整備 1,367億円 →ネットワーク供用を開始した学校は約98%。ネットワーク環境の
アセスメントの実施予定がない自治体等が約54%存在

（令和3年5月末時点調査）

【課題】 ネットワークが遅い、つながらない（令和3年7月デジタル庁アンケート）

【取組】 ネットワークに関する全国一斉アセスメント及び応急対応

（令和3年度補正予算及び令和4年度予算 GIGAスクール運営支援センター整備事業の内数）

• GIGAスクール構想の推進②

2. 整備された学校ICT環境の活用支援の充実



(1) 運営支援

- 【現状】 日常的な支援等を行うICT支援員(※令和3年8月、「情報通信技術支援員」として省令に位置付け)の配置促進
令和3年3月にはチェックリストを含む端末の積極的な利活用について通知
臨時休業期間中の同時双方向型のウェブ会議システムの活用状況 31.2%(令和3年9月)⇒ 69.6%(令和4年1-2月) ※ICT端末の活用は84.4%
- 【課題】 ・教師に設定等の負担が集中している ・持ち帰りなど運用に地域差がある(令和3年7月デジタル庁アンケート)
- 【取組】 GIGAスクール運営支援センター整備事業(令和3年度補正予算52億円。令和4年度予算10億円)を開始
令和4年3月にはチェックリストを更新・充実した端末の活用の促進に向けたガイドライン等を策定するとともに、セキュリティポリシーガイドラインを改定。校務の情報化に関する専門家会議を設置・議論



(2) 学習指導等支援

- 【現状】 地域や学校に取組の差があることから、地域全体の底上げが必要
令和4年4月から高校の新指導要領に基づき「情報Ⅰ」が新設・必履修科目へ
- 【課題】 ・指導法の普及が十分でない(令和3年7月デジタル庁アンケート) ・体制に地域差が存在
- 【取組】 「GIGA StuDX推進チーム」(令和2年12月設置)が、全国の教育委員会・学校等に対して、ICTを活用した学習指導等の支援活動を展開。学校現場の悩みや課題に応じて優良事例の情報発信、オンライン相談会・研修会、メールマガジンなどプッシュ型・伴走型の支援を実施。教職員支援機構と連携した解説動画などオンライン研修プログラムの充実や ICT活用教育アドバイザーによる専門的な助言や研修支援も実施

<今後の展開> ⇒ デジタル庁をはじめとした関係省庁と一層連携して、GIGAスクール構想を推進!

- コンテンツの充実(デジタル教科書、オンライン学習システム(MEXCBT)) ●全国学力・学習状況調査のCBT化 ●デジタル化による校務効率化
- GIGA後の教師や学校施設の在り方 ●教育データ利活用ロードマップ【デジタル庁】 ●エビデンス整備(EBPM)【内閣府経済財政担当】
- EdTech、STEAM教育【CSTI、経済産業省】 など

GIGAスクール構想・学校DX関係予算

令和5年度予算額

52億円

(前年度予算額)

57億円

令和4年度第2次補正予算額

126億円



文部科学省

GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の利活用は進展しつつあるが、**地域や学校、教師によって利活用状況に大きく差が生じている**状況であり、「**端末活用の日常化**」を全国の学校で浸透させていくことが重要。また、単に紙からデジタルへの置き換えに留まることなく、**子供たちの学び方そのものの変革**につなげていくことが重要。一方で、**校務のデジタル化も未だ発展途上段階**にあり、全国的な校務のデジタル化と教職員の負担軽減等も喫緊の課題。

子供の学びの変革

- GIGAスクールにおける学びの充実 **R4補正 9億円、R5当初 3億円**
 - リーディングDXスクール事業 **リーディングスクール 指導法・指導技術の創出・モデル化**
 - 先進的な実践例の創出・全国展開
 - 教科横断的プログラムの開発・展開、GIGAスクール構想のための調査・分析
 - 高等学校情報科等強化によるデジタル人材の供給体制整備支援事業
 - 専門人材の育成・確保の仕組の確立、「情報II」の教材・指導事例等の開発・普及
- 学習者用デジタル教科書普及促進事業 **R5当初 18億円**
 - 英語は全小中学校等、算数・数学を一部の小中学校等を対象に提供
- デジタル教科書・デジタル教材等通信環境調査研究 **R4補正 5億円**
 - デジタル教科書・デジタル教材等の更なる活用促進を見据えた通信環境の調査研究
- CBTシステム（MEXCBT）の改善・活用促進 **R4補正 3億円、R5当初 4億円**
 - オンライン上で学習・アセスメントできるMEXCBTの機能改善（全国学力・学習状況調査のCBT化対応等）・活用促進
- 先端技術・教育データの利活用推進 **R4補正 0.6億円、R5当初 2億円**
 - 最先端技術や教育データの効果的な利活用推進のための実証等
 - データ標準化の推進や、自治体等が安心・安全に教育データを利活用するためのガイドラインの作成等

校務・教育行政のDX

- 次世代の校務デジタル化推進実証事業 **R4補正 10.5億円、R5当初 0.8億円**
 - 都道府県が域内の市町村と連携した次世代の校務のデジタル化モデルの実証研究を実施し、モデルケースを創出することで、事業終了後の全国レベルでの効果的かつ効率的なシステム入れ替えを目指す（実証地域：全国5箇所（都道府県、政令市））
 - 実証研究と並行して、校務の棚卸・標準化（デジタル化すべきものの峻別と通知表等を含む帳票類の共通化、汎用クラウドサービスとの役割整理）を行った上で、「校務DXガイドライン」（仮称）の策定、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改訂
- WEB調査システム（EduSurvey）の開発・活用促進 **R4補正 0.2億円、R5当初 0.6億円**
 - 学校現場や教育委員会においても、調査結果の自動集約や即時的な可視化・分析や利活用のニーズが高まっていること等も踏まえ、文部科学省から教育委員会や学校等を対象とした業務調査において、調査集計の迅速化、教育委員会等の負担軽減等にも資するシステムを開発

端末更新などの次なるフェーズが到来するまでに課題解決に向けた取組を集中的に進め、学校DXを加速

地域・学校間格差の解消

- GIGAスクールにおける学びの充実（再掲）
学校DX戦略アドバイザー事業等による自治体支援事業
 - 1人1台端末の日常的な活用について、課題を抱える自治体・学校に対して国がアドバイザーとして任命した者を派遣して集中的な伴走支援を行い、地域間・学校間の格差解消に向けた取組を実施
 - 学校DXの推進に関する課題把握や教育委員会内の協議、ICT支援員との情報共有等の業務を行うコーディネーターを配置
- GIGAスクール運営支援センターの機能強化 **R4補正 71億円、R5当初 10億円**
 - 全ての学校が端末活用の「試行錯誤」から「日常化」のフェーズに移行し、子供の学びのDXを実現するための支援基盤を構築（運営支援センターの機能強化）
 - 都道府県中心の広域連携の発展、学校DX戦略アドバイザー等も参画した協議会設置（自治体間格差解消や教育水準向上等）
 - 自治体の利活用状況に応じた補助メニューの充実

「新たな教師の学び」を支える研修体制の構築

- 教員研修の高度化支援 **R4補正 25億円**
 - 教師の研修受講履歴を記録する新たなシステムを国が主導して開発、研修コンテンツを一元的に収集・整理・提供するプラットフォームを構築
 - 多様な教員研修コンテンツを開発
 - 喫緊の教育課題に対応する成果確認を併せた研修コンテンツ、外部人材等の入職支援研修コンテンツ、教師の多様なニーズに対応する研修コンテンツ
 - 教委と大学等が協働して、研修の成果確認と評価など、教員研修の高度化モデルを開発
- （独）教職員支援機構の機能強化 **R4補正 2億円、R5当初 13億円**
 - 新たな指導法や研修手法の開発・普及等を基幹的に担う「次世代型教師研修開発センター（仮称）」を設置
 - 研修受講者が安全・安心に研修に専念できる研修・宿泊環境の形成
- 新任校長オンライン集合ハイブリッド研修 **R5当初 0.2億円**
 - 新任校長に対して、学校運営や人材育成に係るマネジメント力向上に向けた研修を実施するとともに、校長同士のネットワーク構築を図る

GIGAスクール構想の推進 ～1人1台端末の着実な更新～

令和5年度補正予算額

2,661億円



現状・課題

- 全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和2～3年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。
- 一方、1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどしており、GIGAスクール構想第2期を念頭に、今後、**5年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末の故障時等においても子どもたちの学びを止めない観点から、予備機の整備も進める。**

事業内容・スキーム

公立学校の端末整備 予算額 2,643億円

- 都道府県に**基金（5年間）を造成**し、当面、令和7年度までの更新分（約7割）に必要な経費を計上。
- 都道府県を中心とした共同調達等など、**計画的・効率的な端末整備を推進。**

国私立、日本人学校等の端末整備 予算額 18億円

- 前回整備時と同様に**補助事業により支援することとし、早期更新分に必要な経費**を計上。
- 公立学校と同様に、**補助単価の充実や予備機の整備も進める。**

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：3分の2

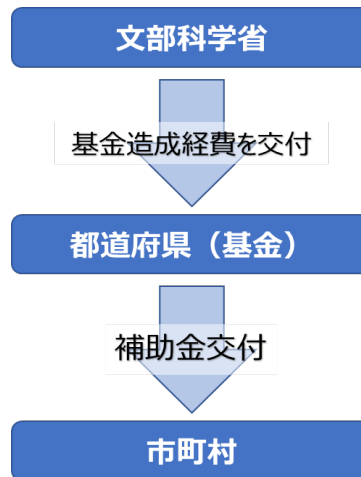
※児童生徒全員分の端末（予備機含む）が補助対象。

<入出力支援装置>

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置（予備機含む）の整備を支援。

- 補助率：10分の10

（基金のイメージ）



※都道府県事務費も措置

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：国立 10分の10

私立 3分の2
日本人学校等 3分の2

※入出力支援装置についても補助対象。

※今後も各学校の計画に沿った支援を実施予定。

（担当：初等中等教育局修学支援・教材課）

「GIGA StuDX 推進チーム」による活動について

令和5年12月現在

文部科学省において、GIGAスクール構想が整備から活用のフェーズへと移行する中、1人1台端末、通信ネットワーク等の学校ICT環境を活用し、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など教育の質の向上を推進するため、令和2年12月に「**GIGA StuDX※ 推進チーム**」を設置し、**全国の教育委員会・学校等に対して、ICTを活用した学習指導等の支援活動を展開**しています。

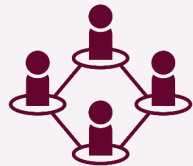
GIGA StuDX 推進チーム



- 全国から**14名**の教師を配置し、**地域別、教科別、OS別に担当**



- **担当地域の教育委員会等と協働のためのネットワーク**を構築し、緊密にやり取りをしながら、教育委員会・学校等の協働・自走を支援



- **学校現場の悩みや課題**などを汲み取り、文部科学省の政策に反映

- 事務局は、初等中等教育局**学校デジタル化プロジェクトチーム**、初等中等教育企画課、教育課程課、修学支援・教材課

GIGA StuDX 推進チームの活動

ネットワークの構築



教育委員会等と緊密なやり取りを行い、全国の教育現場の最新の状況を把握、整理・分析しながら支援

オンラインを活用した協働



全国の教育委員会等の担当者向けオンライン連絡会議の実施や市町村の担当者向けオンライン相談会に対する開催支援等

StuDX Styleからの情報発信



特設ホームページ「StuDX Style」で「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」活かせる活用事例や教科等のICT活用事例を随時掲載

メールマガジンの配信



「GIGA StuDXメールマガジン」として、教職員や教育委員会のICT担当者等に事例や各地の取組等の最新情報を定期配信
(R5.11現在 約27,000部)

(注) 「GIGA StuDX」とは、GIGAスクール構想の浸透による学びのDX（デジタルトランスフォーメーション）と学校の教育活動におけるICT活用用の促進のためのExchange（情報交換）を掛け合わせた造語です。

特設ウェブサイト「StuDX Style」について

特設ウェブサイト「StuDX Style」では、1人1台端末の更なる利活用の促進に向けて、全国の学校や自治体から提供いただいた端末の活用方法に関する優良事例等を数多く紹介しています。

具体的には、①活用のはじめの一歩となる「慣れる」「つながる」活用事例 ②各教科等での活用事例 ③STEAM教育等の教科等横断的な学習での事例があります。

スタディーエックス スタイル
StuDX Style
GIGAスクール構想を浸透させ 学びを豊かに変革していくカタチ

「すぐにも” ”どの教科でも” ”誰でも”活かせる1人1台端末の活用シーン

慣れる つながる 活用
各教科等での活用
STEAM教育等の教科等横断的な学習

教師と子供が つながる
子供同士が つながる
学校と家庭が つながる
職員同士で つながる

GIGAに慣れる（文房具や道具として使えるようにする）

各教科等での活用事例

各教科等の指導における1人1台端末の活用事例について小学校・中学校・高等学校の各教科等のポイントや、各教科等の特質を踏まえた活用事例を紹介しています。



小学校	中学校
国語	国語
社会	社会
算数	数学
理科	理科
英語	英語
道徳	道徳
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間
特別支援教育	特別支援教育
外国語教育	外国語教育
外国人児童生徒等教育	外国人児童生徒等教育

STEAM教育等の教科等横断的な学習の取組事例

各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習を推進している自治体や学校の取組事例を紹介しています。



GIGAに慣れる活用事例



学習環境づくり等の取り組みや、パスワード指導やルールづくり等の適切で安全な端末活用の事例などを中心に、1人1台端末の活用に取り組み始める先生方へのヒントとして紹介しています。

「つながる」活用事例



「教師と子供がつながる」「子供同士がつながる」「学校と家庭がつながる」「職員同士でつながる」について、授業等での活用のヒントが欲しい先生向けの活用事例を紹介しています。

各OS事業者との連携



各OS事業者と連携し、StuDX Styleの事例の使い方などを紹介しています。

特集ページ



StuDX Styleを活用したミニ研修プランや、先進的に取り組んでいる自治体の研修情報やコンテンツ情報などを紹介しています。